

京丹波町スポーツ施設の利用案内

1 利用対象者及び申請受付期間

○運動施設

利用対象者	申請受付期間
町民	翌年度末まで申請可能
町外在住者(一部施設を除く)	4ヶ月先の月末まで申請可能

○学校施設

利用対象者	申請受付期間
町民・町内在勤者 (町外在住者は利用不可)	4ヶ月先の月末まで申請可能 (学校と調整の上、使用可能な日のみ)

2 使用可能時間

原則、午前9時から午後10時まで(照明設備のない施設は日没時まで)

ただし、学校施設は、土日祝日及び振替休日を除き、午後6時から午後10時まで

3 使用休止日

12月28日から1月4日まで(その他、教育委員会が必要と認めた日)

4 対象施設及び使用料金等

別紙京丹波町スポーツ施設一覧表のとおり

5 申請書様式

○運動施設

京丹波町運動施設使用承認申請書

(裏面：京丹波町運動施設使用承認申請書における使用希望日兼使用実績報告シート)

○学校施設

京丹波町立学校施設使用許可申請書

(裏面：京丹波町立学校施設使用許可申請書における使用希望日兼使用実績報告シート)

6 申請方法

①電話または窓口にて、使用希望日の空き状況を確認してください。希望日に空きがある場合は仮予約ができます。(電話受付時間：平日8時30分から17時00分まで)

②仮予約後、**1週間以内に申請書を提出してください**。メール、FAX、持参等で受け付けます。申請書の様式は京丹波町のHPからダウンロードしていただけます。教育委員会が申請書を受付し、予約完了となります。

※各申請書を提出いただく際は、裏面も記載してください(使用実績除く)。

③教育委員会で申請書を受付後、申請書裏面「使用希望日兼使用実績報告シート」の写しを申請者にお渡しします(メール、FAX、手渡し等)。

「使用希望日兼使用実績報告シート」は、施設使用後の報告用紙として使用しますので、必ず保管しておいてください。

7 施設の使用方法

使用方法是施設ごとに異なります。各施設の受付場所、問い合わせ先と調整の上、ご使用ください。

8 使用実績の報告

施設使用後、翌月の5日までのできる限り速やかに、施設の使用実績を報告してください。申請受付時にお渡しした申請書裏面「使用希望日兼使用実績報告シート」の使用実績欄に必要事項を記載し、提出してください。メール、FAX、持参等で受け付けます。

同一月に複数回使用する場合は、月毎にまとめて提出してください。

9 使用料の支払い

ご報告いただいた使用実績に基づき請求を行います。施設を使用した月の翌月中旬頃に納付書を郵送します。納付期限までにお支払いをお願いします。

※使用実績の報告がない場合は、予約内容に基づき請求を行う場合がありますのであらかじめご了承ください。

※納付期限までにお支払いの確認ができなかった場合、翌月以降の使用をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

10 その他

- ・町や学校行事等で施設を使用することになった場合、予約をお断りさせていただく場合があります。
- ・グラウンドをご利用中にドクターヘリ（救急医療用ヘリコプター）が飛来し、離着陸を行う場合があります。ドクターヘリ飛来の際には、京都中部広域消防組合消防職員の指示に従い、一時使用を休止してください。
- ・可能な限りキャンセルのないようご協力をお願いします。キャンセルされる場合は、速やかに各施設の受付場所・問い合わせ先へご連絡をお願いします。
- ・多くの方に施設をご利用いただけるよう、教育委員会から調整をお願いする場合がございます。

11 受付場所・問い合わせ先（平日の午前8時30分から午後5時まで）

丹波地区	丹波分室	電話	0771-82-0988	FAX	0771-82-1717
瑞穂地区	瑞穂分室	電話	0771-86-1150	FAX	0771-86-0859
和知地区	社会教育課	電話	0771-84-0028	FAX	0771-84-2100

各施設の所在地により問い合わせ先は異なります。

メールアドレス（各窓口共通）は「edu-shakai@town.kyotamba.lg.jp」です。

詳細は別紙京丹波町スポーツ施設一覧表をご確認ください。